「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ１企工　吉野川北岸工業用水道　今切配水本管管更生工事（２）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「品質・施工の確認方法，管理方法」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は，町道に埋設されている既設工業用水道配水管の管更生工事である。本工事の施工延長が578ｍと長く被覆材が大量であるため，管更生を施工する前には，被覆材の運搬・荷下ろし・保管に際して材料を劣化させたり痛めたりしない対策が必要である。管更生を施工するに当たっては，十分な品質を確保するために，工事に先立って実施される既設管に付着した泥土等の処理や管更生の被覆材を管路内に挿入する際等において資材を破損させないための施工方法の工夫やその確認が重要となる。これに加え，本工事で採用している管更生が温度により管内の被覆材を硬化促進させる工法であることから，十分な温度管理の対策が必要である。更に被覆材端部においては活着が不十分な場合には劣化の原因となることから入念な施工管理が要求される。これらのことを踏まえて，次の全ての事項について具体的に記述すること。1. 大量の被覆材の運搬・荷下ろし・保管に関する配慮事項
2. 管内の洗浄及び被覆材挿入時に関する配慮事項
3. 施工中における温度管理に関する配慮事項
4. 被覆材の管口処理に関する配慮事項
 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ１企工　吉野川北岸工業用水道　今切配水本管管更生工事（２）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は，町道に埋設されている既設工業用水道配水管の管更生工事である。当該施工地周辺は工業専用区域に隣接しており，大型車の交通量が多いことから，資材の搬入・搬出時などは現場周辺の一般車両及び一般通行者の安全に関する配慮が必要である。また，立坑施工箇所が幅員狭小であるため施工時に道路埋設物及び周辺構築物に対し影響を与えないようにするための配慮が求められる。これに加え，立坑施工付近の道路沿いは住居専用地域であり民家が密集していることから，土留工施工時には騒音・振動への対策が求められる。更に，建設産業の担い手育成の観点から，この工事の施工においては，県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには，取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前協議，安全確保等が求められる。これらのことを踏まえて，次の全ての事項について具体的に記述すること。1. 工事区域周辺における近隣住宅や企業への出入の確保や通学者・通行車両等の安全対策に関する配慮事項
2. 立坑施工時の道路埋設物及び周辺構築物への影響を防止するための配慮事項
3. 土留工施工時における周辺への振動・騒音を軽減するための施工や確認の方法に関する配慮事項
4. 建設業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等

※④の有効な取組については，その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。※④の申請について，受注後，関係機関等との事前調整の結果，実施ができないと判断できる場合は，受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ○○　○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「○○」の適切性　　　　←※項目が間違っていないか確認を！ |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。　①　○○・・・　②　△△・・・ 　③ ■■・・・ 　④ ××・・・ ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合④ Ａ４版でない場合⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合注１：手書きの場合も同様とする。注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。注４：空白行は，行数に含めない。注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。